

第二百十九号議案

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年九月二十四日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「児童福祉法第三十三条の十各号」を「法第二十七条の二第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第二百十九号議案

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例